

各医療機関の長 様

広島市長 松井 一 實
(健康福祉局保健部健康推進課)

**予防接種実施規則の一部改正に伴う本市予防接種マニュアルの改訂及び
肝炎ウイルス検査確認票（兼）申込書の改訂について（依頼）**

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、国の予防接種実施規則が一部改正（小児肺炎球菌ワクチンの13価ワクチン（プレベナー13）が対象外となり20価ワクチン（プレベナー20）を追加及び新型コロナワクチンを追加）されたことに伴い、本市の予防接種マニュアルを下記のとおり改訂しました。

また、肝炎ウイルス検査について、本市では例外を除き過去の受検歴がない者を対象としているところですが、この度、当該規定に係る「広島市肝炎ウイルス検査確認票（兼）申込書」の記載について、受検者が受検資格の判断を容易に行うことができるよう下記のとおり改訂することとしました。

つきましては、内容について御確認いただきますとともに、引き続き、本市の保健衛生行政に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 予防接種マニュアルの主な改訂点

(1) 小児用肺炎球菌ワクチンについて、ワクチンの選択及び交互相種に関する注意事項を記載しました。

ア 13 価ワクチンで接種を開始している場合は、20 価ワクチンに切り替えて接種を完了することを原則としますが、15 価ワクチン（バクニュバンス）に切り替えて接種を完了することもできます。

イ 15 価ワクチンで接種を開始している場合は、原則として、同じ種類のワクチン（15 価ワクチン）で接種を完了してください。ただし、15 価ワクチンの接種を受けた者が、やむを得ず20 価ワクチンにより残りの回数の接種を行う交互相種については、接種医と被接種者（保護者）が相談の上、実施することは差し支えありません。

※ その他については、令和6年9月4日付けの「小児用20 価肺炎球菌ワクチン（プレベナー20）の定期接種化について（依頼）」を御参照ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する項目を追加しました。

【予防接種マニュアルは本市ホームページから確認できます】



U R L : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/2966.html>
ページ番号 : 2 9 6 6

2 広島市肝炎ウイルス検査確認票（兼）申込書の主な改訂点

- (1) 生年月日欄に「※20歳未満の方は家族に肝炎ウイルスキャリアがいる方に限ります。」の文言を追加しました。
- (2) 受検要件の確認チェック欄の選択肢に、選択によっては受検できないことを明示しました。
- (3) 肝炎ウイルス検査の受検歴のある者が例外的に受検できる規定に係る質問について、自由記載から選択制にしました。

※開始時期については令和6年11月頃から順次、新様式を配送予定ですが、旧様式についても引き続き使用することが可能です。

保健予防係（小児肺炎球菌ワクチンについて）

担当：田中 TEL：082-504-2882

感染症対策係（新型コロナウイルス感染症ワクチンについて）

担当：岡崎・平尾 TEL：082-504-2880

保健予防係（肝炎ウイルス検査について）

担当：宇都宮 TEL：082-504-2622

広島市肝炎ウイルス検査確認票(兼)申込書

申込日 令和 年 月 日
(採血日)

【受検者】

【実施医検査療機関】

医療機関コード
医療機関所在地
名称
電話番号

住所	〒 ー 広島市 区
(フリガナ) 氏名	男・女
生年 月日	大・昭・平・令 年 月 日(歳) ※20歳未満の方は家族に肝炎ウイルスキャリアがおられる方に限ります。
電話番号	ー ー

【① 肝炎ウイルス検査の受検要件の確認】

この検査の対象者は次の要件全てに該当する方です。

- ・広島市に住民票のある20歳以上の方、又は家族に肝炎ウイルスキャリアの方がいる20歳未満の方。
- ・過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方、又はこれから受ける予定がない方。(検査後に新たに肝炎ウイルスに感染したおそれがある場合は除く)

広島市に住民票がありますか。	
☐ はい	→検査を受けることができます。
☐ いいえ	→この申込書では検査を受けることができません。 県内の広島市外の自治体に住民票がある方は、検査が受けられるかを医療機関にご相談ください。
今後、健康診断などで肝炎ウイルス検査を受ける予定がありますか。	
☐ はい	→検査を受けることができません。
☐ いいえ	→検査を受けることができます。
これまで、肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか。	
☐ はい	→原則、検査を受けることができません。 ただし、次に該当する場合は受検が可能です。該当する場合は、✓をしてください。 ☐ 輸血や血液製剤の投与により、新たに肝炎ウイルスに感染した恐れがある。 ☐ 性行為等の事由により、新たに肝炎ウイルスに感染した恐れがある。 ☐ 過去にB型又はC型の肝炎ウイルス検査のいずれか一方しか受けたことがない。
☐ いいえ	→検査を受けることができます。

【②問診】

現在、肝炎の治療を受けていますか。	いいえ・はい
過去、肝炎の治療を受けましたか。	いいえ・はい(年頃)
肝臓病にかかったことや肝機能が悪いといわれたことがありますか。	いいえ・はい(年頃)
大量に出血するような手術を受けたことがありますか。	いいえ・はい(年頃)
(女性のみ)妊娠・出産時大量に出血したことがありますか。	いいえ・はい(年頃)
平成4(1992年)以前に輸血を受けたことがありますか。	いいえ・はい(年頃)
家族に肝炎ウイルスに感染した方はいますか。	いいえ・はい(続柄 B型・C型)

【③同意事項】 私は肝炎ウイルスの実施について、次の事項に同意します。

☐ この検査の実施に当たり、広島市が申請者の住民票を住民基本台帳等で調査・確認することに同意します。
☐ 【要医療】と判定された場合、広島県や本市から健康管理の方法等について説明をさせていただくことがあります。
☐ 上記①の対象でないことが判明した場合、後日、検査費用を請求することがあります。

【④検査申込】 次の肝炎ウイルス検査を受けたいので申し込みます。

☐ C型肝炎ウイルス検査 ☐ B型肝炎ウイルス検査 ☐ C型及びB型肝炎ウイルス

【⑤結果通知】 健診結果の通知は概ね、採血日から 後、検査結果通知書によりお知らせします。

広島市肝炎ウイルス検査の実施について

1 目的

この検査はB型・C型肝炎ウイルス持続感染者を発見し、感染の予防・まん延防止及び治癒対策の推進を図ることを目的に広島市が実施するものです。

2 対象者

次のいずれにも該当する人が対象です。

- (1) 本市の区域内に住所を有する人のうち、20歳以上の者又は家族に肝炎ウイルスキャリアがいる20歳未満の人
- (2) 各種検診等で、これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない又はこれから受ける予定がない人。ただし、輸血、血液製剤の投与、性行為等の事由により、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染したおそれがあり、その事由が生じた後に肝炎のウイルス検査を受けておらず、再度、肝炎ウイルス検査を受ける必要があると認められる場合は、検査が実施できます。

3 検査の内容

検査の種類は、B型肝炎ウイルス検査とC型肝炎ウイルス検査とし、内容は以下のとおりです。

- (1) B型肝炎ウイルス検査は、HBs抗原検査を行ってください。
 - (2) C型肝炎ウイルス検査は、HCV抗体検査を行うとともに、必要に応じてHCV核酸増幅検査を行ってください。
- なお、HCV抗体検査のスクリーニング検査として、HCV抗体の検出検査を実施することができます。

4 受検者の自己負担金

無料

5 検査結果の通知等

- (1) 検査実施機関は、肝炎ウイルス検査の実施後概ね10日以内に、検査結果を受検者に通知してください。
- (2) HBs抗原検査で「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査で「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された人に対して、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨してください。
- (3) HBs抗原検査で「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査で「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人への結果通知は、原則として対面で行い、その後の治療方針等について説明し、専門医療機関への受診を勧奨してください。
- (4) 検査実施機関は、肝炎ウイルス検査の結果を記録し、5年間保存してください。

6 様式の取り扱いについて

- (1) 1枚目について

1枚目の「請求用」は、1か月分を取りまとめの上、請求書及び「広島市肝炎ウイルス検査結果通知書（1枚目：請求用）」に添えて次の場所へ提出してください。

- ① 広島市、安佐又は安芸地区医師会に所属する医療機関 ⇒ 各所属医師会
- ② 広島大学病院及び安芸市民病院 ⇒ 〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市健康福祉局保健部健康推進課

- (2) 2枚目について

2枚目の「受検者用」は、受検者へお渡しください。

- (3) 3枚目について

3枚目の「検査実施機関保存用」は、各検査実施機関で5年間保管してください。